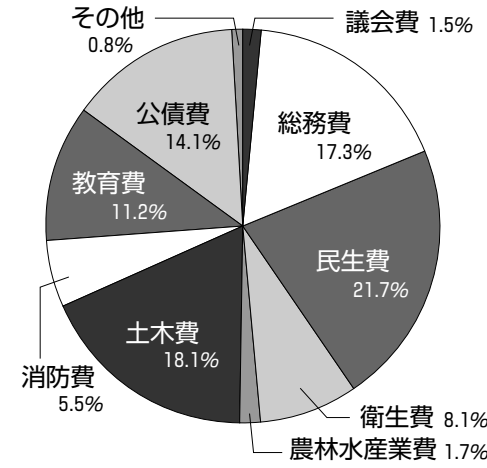
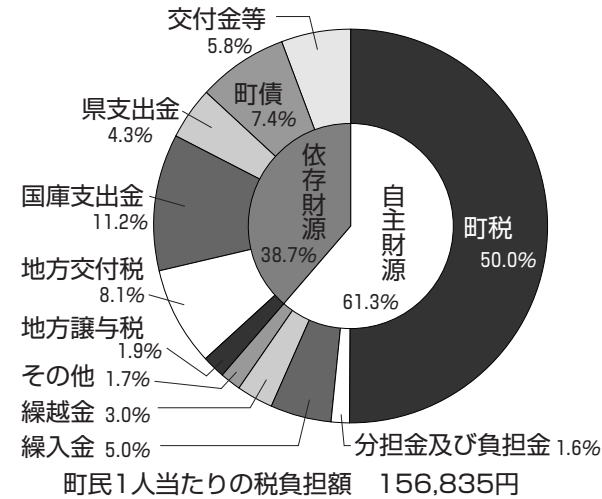


# 平成20年度 決算の概要 ～町の家計簿状況～

平成20年度決算が、第3回定例議会で認定されました。  
全ての会計の合計で歳入総額103億1422万円（前年度比7.2%減）、歳出総額で100億4936万円（前年度比7.3%減）となりました。



町民1人当たりの歳出額 301,840円  
(前年度比1.0%増)  
※町民人口は平成21年3月31日現在  
(税負担額も同じ)

	決算額	構成比(%)
議会費（議会運営のための経費）	87,001	1.5%
総務費（全般的な管理事務、徴税、選挙、財務事務等のための経費）	1,003,397	17.3%
民生費（高齢者、障害者、児童等の福祉のための経費）	1,260,179	21.7%
衛生費（ごみ処理、病気予防等のための経費）	468,168	8.1%
労働費（労働対策等のための経費）	1,155	0.0%
農林水産業費（農林業の振興のための経費）	97,178	1.7%
商工費（商工業の振興のための経費）	48,728	0.8%
土木費（道路、公園等の整備のための経費）	1,053,693	18.1%
消防費（消防活動や防災等のための経費）	318,026	5.5%
教育費（学校、公民館、図書館等の運営のための経費）	651,793	11.2%
災害復旧費（災害復旧のための経費）	0	0.0%
公債費（借入金の返済のための経費）	817,180	14.1%
合計	5,806,498	100.0%

■注：構成比の集計は四捨五入のため不一致の場合があります。

## ■一般会計決算の状況

		決算額	構成比(%)
自主財源 (町が自主的に収 入できるもの)	町税（皆さんが納めた税金）	3,017,035	50.0%
	分担金及び負担金（保育料など特定の受益を受ける方から負担していただくもの）	92,958	1.6%
	使用料及び手数料（施設の使用料や住民票を取る時の手数料など）	34,995	0.6%
	財産収入（町有地を貸したり、売却して得たもの等）	7,392	0.1%
	寄附金（寄附されたもの）	5,873	0.1%
	繰入金（基金（貯金）を取り崩したものの）	304,018	5.0%
	繰越金（前年度から繰り越されたもの）	182,908	3.0%
	諸収入（その他の収入）	54,499	0.9%
	自主財源計	3,699,678	61.3%
	依存財源 (国や県から交付された り、借り入れたもの)	地方譲与税（税源移譲を行うまでの間譲与されたり、自動車重量税などが譲与されるもの）	114,508
利子割交付金（利子割県民税の一部を交付されるもの）		9,665	0.2%
配当割交付金（配当割課税（県税）の一部を交付されるもの）		3,815	0.1%
株式等譲渡所得割交付金（株式等譲渡所得割課税（県税）の一部を交付されるもの）		1,317	0.0%
地方消費税交付金（地方消費税の一部を交付されるもの）		180,449	3.0%
ゴルフ場利用税交付金（ゴルフ場利用税（県税）の一部を交付されるもの）		29,688	0.5%
自動車取得税交付金（自動車取得税（県税）の一部を交付されるもの）		79,452	1.3%
地方特例交付金（減税のために地方税減収の補てんをするため等に交付されるもの）		35,621	0.6%
地方交付税（国税のうち所得税、酒税等の中から財源保証及び財源調整により交付されるもの）		491,533	8.1%
交通安全対策特別交付金（安全施設整備のために交付されるもの）		5,352	0.1%
国庫支出金（町の事業に対し国が支出するもの）	676,983	11.2%	
県支出金（町の事業に対し県が支出するもの）	259,768	4.3%	
町債（借り入れたお金）	444,789	7.4%	
依存財源計	2,332,940	38.7%	
合計	6,032,618	100.0%	

## 平成20年度に実施された主な事業

行政区運営推進事業（総務費）	19,037千円	〈区運営費補助など〉
広域路線バス運行事業（総務費）	13,220千円	
保育所保育事業（民生費）	297,393千円	
児童手当・特例給付支給事業（民生費）	129,725千円	
後期高齢者医療保険事業（民生費）	118,931千円	〈広域連合負担金88,573、繰出金26,492など〉
介護給付・訓練等給付事業（民生費）	105,111千円	〈身体・知的障害者の居宅介護、短期入所など〉
障害者生活支援事業（民生費）	40,123千円	〈身体・知的障害者の生活サポート及び障害者手当など〉
重度心身障害者医療費支給事業（民生費）	37,447千円	
こども医療費給付事業（民生費）	32,875千円	
一部事務組合負担金（衛生費）	253,670千円	〈塵芥160,193、し尿93,477〉
予防接種事業（衛生費）	21,339千円	
がん検診等事業（衛生費）	6,660千円	
妊婦健康診査事業（衛生費）	6,032千円	
ごみ等処分事業（衛生費）	58,800千円	〈可燃19,950、不燃14,280、資源24,570〉
勤労福祉会館管理事業（労働費）	1,050千円	
農業用施設整備事業（農林水産業費）	8,711千円	
担い手育成事業（農林水産業費）	4,810千円	
商工会補助事業（商工費）	8,897千円	
観光施設等管理事業（商工費）	4,147千円	
平沢土地区画整理事業（土木費）	242,289千円	
東原土地区画整理事業（土木費）	15,000千円	
幹線道路整備事業（土木費）	133,544千円	〈町道川島191・192号線、町道2-7号など〉
生活道路整備事業（土木費）	81,924千円	〈町道根岸17・21号線、町道志賀495号線など〉
道路照明灯施設管理事業（土木費）	17,327千円	
道路管理事業（土木費）	13,998千円	
道路維持事業（土木費）	7,732千円	
一部事務組合負担金（消防費）	302,878千円	〈常備278,861、非常備24,017〉
給食調理場建設事業（教育費）	103,345千円	
学校給食運営管理事業（教育費）	24,628千円	
小学校施設改修事業（教育費）	21,210千円	〈志賀小学校エレベーター改造工事など〉



**地方交付税が更に減額**  
一般会計の決算額は、歳入で前年度比（以下、割合は全て前年度比）1・4%、歳出で0・7%の増加となっています。  
歳入では、町税が法人町民税の落ち込みにより4・9%減、自動車取得税交付金が9・6%減。今年度においても、国の方針により地方交付税が8・9%減少となり、依然として厳しい状況でした。町では、国の補助等を活用し事業を行う（国庫支出金64・8%増）他、基金（貯金）からの繰入金、減収補てん債の発行などで対応しました。地方債においては、次世代に負担を残すこととなるため、公債費の元金以下に留めるといったルールを作り計画的に行った結果、5・4%減少となりました。

**依然として公債費が歳出を圧迫**  
公債費は平成19年度をピークに減少し、6・0%減少しました。しかし歳出全体の14%を占め、財政を圧迫しています。土木費については、道路整備事業などにより11・8%増となっています。教育費は給食共同調理場の建設などにより19・2%増、民生費が障害者福祉事業などにより2・4%増となりました。

## 特別会計

		総額(千円)	前年度増減比
国民健康保険特別会計	歳入	1,766,685	-4.49%
	歳出	1,736,012	-2.58%
老人保健特別会計	歳入	149,414	-683.59%
	歳出	144,551	-726.25%
後期高齢者医療特別会計	歳入	130,260	皆増
	歳出	129,591	皆増
介護保険特別会計	歳入	940,347	5.29%
	歳出	851,188	3.05%
下水道事業特別会計	歳入	766,091	17.99%
	歳出	740,616	17.03%

## 公営企業会計

		総額(千円)	前年度増減比
水道事業会計	収益的収入	525,101	-7.65%
	収益的支出	420,722	0.45%
	資本的収入	3,711	5.82%
	資本的支出	220,182	15.25%



嵐山町の健全化判断比率および資本不足比率についてお知らせします。

### 健全化判断比率および資本不足比率について

#### ○健全化判断比率 (単位: %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (15.00)	- (20.00)	15.0 (25.0)	110.5 (350.0)

※上段が嵐山町の数値、下段のカッコは早期健全化計画の作成が必要となる数値です。

**将来負担比率とは**…町の一般会計の借入金や将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。嵐山町は110・5%と基準を下回っています。実質公債費比率同様、借入を抑え、さらに下回る努力を行ないます。

**実質公債費比率とは**…町の借入金の返済額および一部事務組合等の返済額などを加味した公債費の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。嵐山町の場合は15・0%と基準を下回っています。今後は借金を抑え、さらに下回る努力を行います。

**連結実質赤字比率とは**…全ての会計の赤字、黒字を合算し、町全体としての赤字の程度を指標化し、町としての運営の深刻度を示すものです。嵐山町の場合、全体を合算しても赤字ではありませんので、数値は表示されません。

**実質赤字比率とは**…福祉、教育、まちづくりなどを行う町の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。嵐山町は赤字ではありませんので、数値は表示されません。

#### ○資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率 (%)
水道事業会計	-
下水道事業特別会計	-

※資金不足比率は、20%を超えると早期健全化計画を作成する必要があります。

**資金不足比率とは**…公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入などの規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示すものです。町の下水道事業会計および下水道事業特別会計とも赤字がなく、数値は表示されません。

町では、今後とも財政の健全化に努めていきます。皆さまのご理解ご協力をお願いします。計算式等の詳細はホームページをご覧ください。

問合せ 政策経営課 内線224